

## 第7回 飯山市行政改革推進委員会 顛末

日時 平成26年10月29日(水) 午後3時00分

場所 飯山市役所31号会議室

出席者数 委員 10人 事務局 4人

### 1 開 会 (企画財政課長 進行)

### 2 会長あいさつ

前回の会議では、事務局から示された計画案について委員からいくつか指摘事項があったが、本日の会議では、それに基づいた修正案が事務局から提出されている。今日の会議は、計画案の修正箇所について事務局からの説明を受け、その後、質問・意見を出していただく。

この計画案については、今日まで、じっくりと時間をかけて審議を重ねてきたので、今日の審議で大きな問題がなければ、計画案の審議はいったん区切りをつけて「委員会としての最終案」として固めていきたい。本日の会議は、その点もお含みおきいただき、活発な審議をお願いしたい。

### 3 審議

#### (1) 第5次行財政改革大綱(案)について(資料1・資料2)

(事務局) 資料1及び資料2について説明

(委員) 大綱が固まった次は、実施計画の策定となるがいつ頃できるのか。今年度からの計画となっている。急がないといけないと思う。

(事務局) 大綱ができれば、庁内組織を立ち上げ、そこで実施計画の策定を進める。急いで着手したいが、結果として平成27年度からのスタートとなってしまいかもしれない。

(委員) 前回の提案が採用され、行財政改革の最終の結果が基金残高であるという形が示された。基金残高が15億円とされているがそれが妥当か。また、どのようにして歳入を確保し、基金を残していこうとするのかも課題。コストダウンにより歳出を抑制して、その分を基金として積み立てるということには異論はない。市の裁量で調整できる財源として地方債があるが、歳入不足を単に地方債で賄い、それによって基金に金を回すようなことはあってはならない。今後、実質公債費比率が上がると思うが、どのようになる見通しか。

(事務局) 実質公債費比率は、昨年度で13.2%、今年度の見込みは12.2%。平成24年度よりも更に低下していく見込みである。地方債は、国、県等と協議して必要な事業についてのみ借入ができるものであるため、基金を増やすために借入額を増やすというようなことは制度上できない。地方債の借り入れは、将来の負担増に直結する。地方債を必要最小限に留めるというのは、行財政改革をするより前の大前提の話である。今回の基金の推計は、経常的な経費を行革等により極力圧縮し、投資的な経費をいかに確保していくかということをも前提条件としており、こうした取組みを踏まえた上での11億円の残高となっている。従って、この推計よりも更に切りつめないと15億円の残高は生み出せない。実施計画で、具体策を示していけるように検討していきたい。

(委員) 来年度の地方債の借入の見通しはどうか。

(事務局) 現在、平成27年度から平成29年度までの3年間の事業実施内容、事業費、財源等を精査している段階であるため確定したものではないが、現在のところ過疎債だけで約13億円を借り入れる見通しである。



ともあるので、計画期間中における計画の補正も必要となるのではないか。  
(事務局) 本委員会の任期は、答申までということをご理解いただきたい。ご指摘のとおり計画の進行管理や検証には外部の方々の視点が必要と認識している。それに向けて実施できるようにしていきたい。

5 閉 会 (16 : 10 終了)